

〒952-8501 新潟県栃尾市本町6番2号
 電話 0258-2151(代表) 0258-2152(総務課)
 0258-2153(保健課) 0258-2154(福祉課)
 0258-2155(建設課) 0258-2156(環境課)
 0258-2157(産業課) 0258-2158(市民課)
 0258-2159(秘書課) 0258-2160(庶務課)

栃中生徒会が草取り奉仕 秋葉公園

うま市を前にした7月15日栃尾中学校の生徒は、市民の憩いの場「秋葉公園」の草取りに汗を流しました。これは、同校の生徒会が郷土の文化財保存と市民の公園美化のため勤労奉仕を行ったもので、いつもきれいな公園には中学生のこんな心づかいがあったのです。



おもな内容

- 6・26梅雨前線豪雨禍 2・3・4
- 問診票の記入は確実に 5
- 買い物は単位価格表示を参考に 6
- 新しい農業委員決まる 6
- とちおち人物(物語) 7
- 公民館のページ 8

生活改善申し合せ



結婚披露宴も会費制に

見栄や人前を気にせず

六、念仏に対するお返しは廃止する。
 ……などの内容で、これをみなさんから実行いただいております。
 また、昨年の四月からは、病氣見舞、出産祝等に対するお返し代りの礼状がきを公民館で作成し、ご希望の方に実費(一枚五円)でおわけしております。
 おかげさまで、みなさんのご理解により、今までに一万枚以上も利用されています。

みんなの協力で、おたがいの生活を守ろうということから、各種団体などの希望により市公民館と市長会がこれにとり組み、二年前に栃尾市生活改善実行委員会を組織しました。
 そして、虚礼の廃止と冠婚葬祭、交際の簡素化などについて、みなさんの意見を聞きながら、委員会で協議を重ねたうえで、「申し合せ事項」を設定しました。

種類	枚数	人数	備考
病氣見舞	7,631	271	昭和52年4月から
出産祝	787	38	52年6月から
会葬	2,152	27	53年2月から
合計	10,570	336	

こんなに利用されています いますへ礼状がき

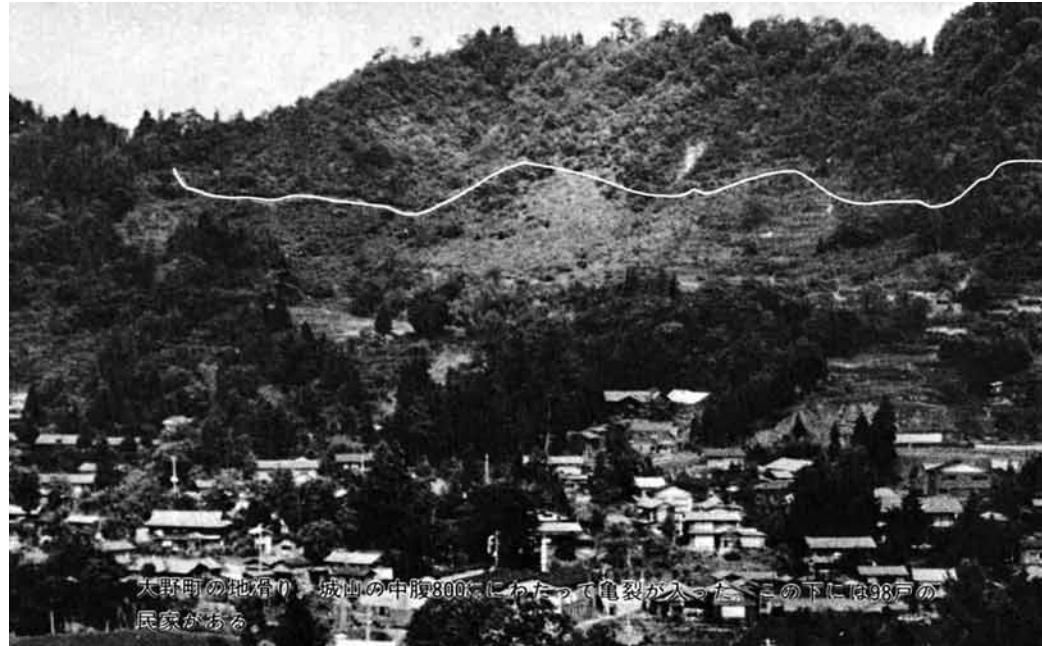
この、生活改善礼状がきは、現在、病氣見舞と出産祝として会葬の三種類が備えてあります。
 利用枚数を調べてみますとことしの六月末で、上記の表のとおり一万五千枚もすでに利用いただいております。
 このように、多くの方々からよろこんで利用いただいている生活改善の礼状がきをこれからもぜひみなさまからお使いになっていただきたいと思っております。

刈谷田スポーツ広場が完成 一般開放しています



このたび、刈谷田スポーツ広場が、巻(栃尾東小学校の下手)にオープンしました。
 これは、市の農工団地の一部、約一万平方メートルを整理して、社会体育用グラウンドにしたもので、八月から一般開放しています。この広場は、少年野球で二面、おとなで一面とすることができ、設備は、とりあえず、仮設バックネットを二張グラウンドに設けてあります。
使用申し込みは公民館へ
 広場を使用するときは、市公民館内社会教育課へ申し込みください。スポーツに使用するのであれば、どなたでもご利用できます。使用申請書に、使用日時と目的などを記入して押印し、提出していただきます。申請によって、使用許可証をおわたしいたします。
 最近の野球熱は、たいへんなもので、いままです練習の場所を確保するのにもひと苦労する、という状態でした。これで吉水の市民運動広場とともに、二か所にスポーツ広場ができたわけで、おおいに利用していただきたいと思っております。

(8月オープンめざして、整地中の) 刈谷田スポーツ広場(7月15日)



大野町の地滑り、城山の中腹800mにあたって亀裂が入った。この下には98戸の民家がある



城山が崩れ、土砂が流入して壊れた諸橋寺一さん宅（半蔵金）



西谷川の溢水で濁流と化した東流河（北荷頃地内）



県道小千谷湯尾線（中地内）決壊、森上、半蔵金、田代部霧が一時孤立。むきでた電話ケーブルが生々しい。



半蔵金、軽井沢、一之貝、比札、葎谷部落は孤立しました。

前線豪雨 6.26梅雨 地滑りを誘発

小河川や側溝がみるみるうちにあふれ、道路が濁流渦まき川に。国道290号線（吉水地内）



27日夜発生した地滑りで倒壊した大崎八郎さん宅（大野町1丁目）



六月二十五日の午後から降り出した雨は、その激しさを増し、二十六、二十七日も終日降り続き、二十八日の午前九時までの雨量は四百五十六ミリ（消防署調べ）に達し、かつてない記録的な豪雨になりました。
この豪雨は、本県の上空にどっさり居座った梅雨前線が原因。県下の全域にわたった今回の豪雨を果は、「六・二六梅雨前線豪雨」と命名しました。
当市では、昭和三十九年七月七日の水害以来、河川改修を進めたため、河川の大きな氾らんはなかったものの、豪雨が九二日にわたって降り続いたため、地滑りとがけ崩れを誘発し、この被害が大きくなりました。
降り続く雨で河川は増水、二十六日午後四時ころ平地内の吉水江が決壊、一戸が床下浸水。雨の激しさは衰えず河川の水かさはいくんどん増えるばかり。
市は、一部の職員を市役所に待機させ、情報の収集にあたらせました。ついに災害の発

土砂は大崎八郎さん宅と別方向にも流れだし大崎義英さん宅までも押しつぶした。撮影のときもギシッ、ギシッとキシム音が聞えた。



生が予測される事態になった午後七時四十分「水害対策本部」を設置、災害の防止に懸命な努力を続けました。
河川の大きな被害はなかったものの降雨時間が長びいたことから、地滑りと土砂崩れが発生し大きな被害となりました。
二十七日午後八時から、大野町一丁目二丁目（通称城久保と下モ田）に地滑りが発生、二百二十七戸の城山の中腹に八百戸にわたって亀裂ができ、二つの段差がはつきりと口をあけ、住家四戸が全壊、四戸が半壊しました。さらに、三十一戸が危険になったため、災害対策本部は、避難命令を出しました。
また、半蔵金地区にも地滑りが発生、両側の山腹に大きな亀裂が生まれました。合せて土砂崩れが起き、住家二戸全壊、二戸が半壊しました。北荷頃、葎谷にも土砂崩れが起り、葎谷で住家一戸が全壊するなど避難が続出しました。
道路はいたるところで寸断、一時は、田代半蔵金、軽井沢、一之貝、比札、葎谷部落は孤立しました。

上村武司さん宅（上の原町）も27日に土台下までもぎとられ、住宅が宙に浮いたようになった。



樺沢忠義さん宅（半蔵金）は、玄関に行く道ががけ崩れでなくなりました。



復興資金の融資

気軽に相談ください

今回の豪雨で被災された方がたに、次のような資金の融資制度がありますので気軽に相談ください。

◆災害復興住宅資金

住宅金融公庫の資金で建設資金と補修資金があります。

建設資金は、耐火構造と木造の住宅があり、木造の場合で五百八十万円まで。償還は二十五年以内元利均等毎月払いなどいくつかの方法があります。また、補修の場合は、

◆災害復旧特別資金

十万元以上二百九十万円まで償還は十年以内。貸付利率はそれぞれ五・〇五割です。詳しくは市建設課二局二二五内線三四四番へ。

◆災害復旧資金

貸付額は、四十万円から百三十万円まで、償還期間は十年（据置期間三年含む）、貸付利率は、年三割で据置期間中は無利子です。償還は元利均等年賦償還です。この資金は、所得の制限などがあります。

臨時市議会 六千八百万円を補正

今回の災害箇所を早急に復旧するために、さる六月二十九日臨時市議会を開き

で詳しくは福祉事務所二局二二五内線二二二番へ。

◆農地等復旧特別資金

農地等の復旧整備に十万円から五十万円まで。償還は三年以内の元利均等年賦償還。貸付利率は年四・六割。詳しくは産業課二局二二五内線二三三番へ。

臨時市議会

六千八百万円を補正

今回の災害箇所を早急に復旧するために、さる六月二十九日臨時市議会を開き

に、被災された方がたには、一日も早く復興されますことをお祈り申し上げます。

災害復旧に全力を注ぐ

栃尾市長 渡辺 芳夫

このたびの「六・二六梅雨前線豪雨」で被害を受けた市民のみならず、心からお見舞いを申し上げます。梅雨前線の停滞で六月二十五日の夕刻から二十八日まで降り続いた雨は、四百五十六ミリと、

このため、とりあえず六月二十九日と七月二十二日に臨時市議会を開き、応急復旧費、被災者見舞金などを決めていただきます。

このほか、被災者の税の減免、復旧資金の融資や相談を

このたびの「六・二六梅雨前線豪雨」で被害を受けた市民のみならず、心からお見舞いを申し上げます。梅雨前線の停滞で六月二十五日の夕刻から二十八日まで降り続いた雨は、四百五十六ミリと、

このため、とりあえず六月二十九日と七月二十二日に臨時市議会を開き、応急復旧費、被災者見舞金などを決めていただきます。

このほか、被災者の税の減免、復旧資金の融資や相談を



このほか、被災者の税の減免、復旧資金の融資や相談を



問診票を軽く考えて、記入していませんか。もし、そうであつたらたいへん恐ろしいことです。予防接種やワクチン接種は、すべて問診票を見て行います。

予防接種は、定期的に行われるもの、臨時のもの、任意のものがあります。定期の予防接種としては、ジフテリア、百日ゼキ、ポリオ(急性灰白髄炎、小児マヒ)結核があります。

予防接種には、定期的に行われるもの、臨時のもの、任意のものがあります。定期の予防接種としては、ジフテリア、百日ゼキ、ポリオ(急性灰白髄炎、小児マヒ)結核があります。

予防接種には、定期的に行われるもの、臨時のもの、任意のものがあります。定期の予防接種としては、ジフテリア、百日ゼキ、ポリオ(急性灰白髄炎、小児マヒ)結核があります。

被害状況 7月13日現在

建物	全壊	半壊	床上浸水	土木施設	農林水産	その他	被害総額
	7戸	5戸	8戸	国県道決壊 90か所 市道決壊 81か所 河川 158 砂防 2	水田 流出埋没 33ha 土砂流入 100ha 冠水・浸水 330ha 畑地 桑園埋没 6ha 農業用施設 ため池決壊 5か所 頭首工決壊 3か所 水路決壊 2,129m 農道決壊 2,023m 橋梁 3か所 田 農地保全 3.8ha	治山施設 42か所 林道施設 23か所 水産関係(錦鯉)	千円 6,500 (評価額) 866,300 100,900 572,400 13,000 49,500 105,000 74,250 6,300 21,000 18,000 232,000 246,000 9,000 16,500 142,000 716,500 29,000 35,500 4,350 1,500 3,265,500

市税の軽減措置 被災者は申告を

被災証明は総務課で行っています

被害額三十三億円 刈谷田川八カ所も決壊

農業者の代表決まる

15人の農業委員、無投票で

新しい農業委員十五人が決まりました。任期満了に伴う栃尾市農業委員会委員の選挙は、七月四日告示、十四日投票と決まり仕事が進められましたが、立候補届締切りの五日までに選挙による委員の十五人を超えなかったため、選挙を行わず、七月十五日の選挙会で当選と決め当選証書を手渡しました。

会長に関根宏氏

八木 漸(大野町一) 渋谷 春夫(寒沢) 佐野 俊一(水沢) 阿部 惣吉(下塩) 酒井 利栄(上塩) 上村 平真(栃堀) 源 佐 長太(繁谷) 佐藤 六左エ門(赤猪) 猪俣 弘男(北荷頃) 樺沢 政由(半蔵金) 水口 正男(上塩) 関根 宏(下塩) 姉崎 甚太郎(田之口) 外山 石伊(一之貝) 外山 兵衛(同) 藤田 三司(同) 荒木 伊作(同) 多田 進吾(同) 剣持 国栄(農協選出) 磯部 誠一(共済選出)

大水害に発心、生涯を求道に精進した 斎藤泰全 ③

中国に在るうちに、北京の大使館を舞台に華々しい活躍をしておられた「片岡景子」と結婚されました。

昭和十九年十二月、突然濟南の大覚寺の住職として赴任するよう命を受け翌昭和二十年の一月中旬に赴任して、日本敗戦の色みえ初めた、濟南の地に忠霊奉安所、興亜学院、幼稚園等の経営に尽力しました。

昭和二十年の七月、青島で北支全境の電々公社員の講師に招かれ朝十時頃汽車で出かけた途中で、列車が爆破され汽車がドンドンと燃え来る。外をみると、凡そ一メートルおきに、正規兵が銃剣を持ってズラリと立ち並んでいる。あわてて列車から飛び出したものは刺殺されている。乗客のほとんどが中国人の客なので、とっさに私は荷物が欲しいのだと直感した。

「みんな後ろの車に集れ。そして大悲心陀羅尼を唱えろ。今に救助が来るから決して外に出るな」と叫んで、皆を

とちおと人物(物語)

後車に集め、一同心をこめてお経を唱えた。そうしたら直前の三両目が燃えようとする頃、日本兵が助けにきてくれて、無事に納った。

大覚寺ではこのことを新聞で知って、大騒ぎとなって、総代を集めて葬式の相談をするやら大変だったところへ、ひよっこり、青島にもゆけず帰って来たので大笑いとなったことがありました。

濟南では仕事らしいこともほとんど出来ないで終戦を迎え、大覚寺が故国に帰る人達の収容所に決定するや、景子夫人と共に、収容された人達の保護に万全をつくし、敗戦後も濟南部隊の戦病死した兵の整理や遠地から濟南に逃げてきた人々を、二、三泊させては内地へ帰還させていたが、翌昭和二十一年春にはこのよ



うのだから、子供の食糧とオシメ等だけでその外のものを持ってこられる状態ではなかつた。宮崎家からもらった、袈裟等極く上等な品は、濟南の郊外の信用ある家に預けてきたが、それは今どうなっているであろうか。この百里の道中のことも書きたいが、今はそつと胸に秘めておく。と深い深い述懐を記されています。

日本に帰られてから三十年敗戦により、着るに衣なく、食うに糧なく、住むに家なき多くの希望を失った人々の揺れ動く社会の中に、泰全師は僧籍に身を置くものとしての使命感に燃え、精進への道を歩まれました。

昭和二十一年春故国に帰るとともに、曹洞宗管長高階龍仙禅師の侍局長として八年間、又昭和二十八年四月から昭和三十四年三月までは大本山總持寺布教部長として活躍し、その重責を果されました。

高田市の久昌寺住職から昭和三十四年東京都 町田市に移り、築田寺の本堂や庫裡を建て、自然幼稚園を設立したり、正和幼稚園・草笛保育園を経営して、二十世紀を背負う子供達を育てて、何を失っても生命さえ失わなければ……全てこれ好日の達観に生きた。(つづく) 山内貞次

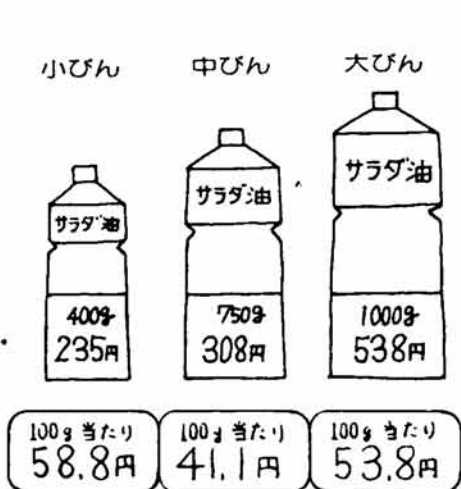
単位価格表示をご存知ですか…

単位価格表示をご存知ですか。商店には、各種の商品が大量に陳列されていますが、同じような商品でも価格が違っている場合があります。どちらが安いのか高いのか迷った経験をお持ちでないでしょうか。こんなときのために単位価格表示の方法があるのです。

単位価格表示とは、販売価格のほかに「100グラム当り〇〇円」というように商品の中身について、一定計量単位(容量、重量、長さ等)当りの価格を表示することをいいます。

商店から単位価格表示をしてもらうことによつて、私たち消費者には次のようなメリットがあります。

- ☑ 同じ種類の商品であってもサイズにより、あるいは、製造メーカーの違いにより内容も価格もバラバラになっています。単位価格の表示が行われていると価格の比較が一目でできます。
- ☑ 単位価格表示は、内容物の価格の比較ができるため、過大な容器、包装にとらわれることなく商品の選択ができます。このため、製造メーカー等の過大包装の自業ににつながります。



単位価格表示 (ユニット・プライシング) とは

品質・価格を正しく見る習慣を!!

「高い、安いが一目でわかる」というだけでなく「単位を見直す」ことでも、品質と価格の関係を考えましょう。

新潟県

●あなたはこちらの商品を買いますか?

A商品 400g 56.00円 224円	B商品 700g 56.49円 395円
-------------------------------	-------------------------------

単位価格表示をご存知ですか…

お買い物のめやすに!

単位価格表示をごらんください

●このお店は

単位価格表示普及推進事業

の協力店です。

新潟県では、県内の各店舗に協力を依頼して単位価格表示の推進をはかっています。

昭和五十三年度、栃尾市内で協力店としての指定を受けているのは次の四店舗です。

- ◎有限会社船長商店スーパードイマツ本町店(本町十二番五号) 店長 武藤直子
 - ◎有限会社船長商店スーパードイマツ谷内店(谷内二丁目二番三十一号) 店長 林敬三
 - ◎有限会社見附センター栃尾店(本町四番二十六号) 店長 西辰雄
 - ◎株式会社原信橋尾店(滝の下町) 店長 内山政利
- これらの店では、現在準備をはじめられており、順次各商品に単位価格表示を行っていくことになっていきます。買い物にはぜひ単位価格表示を参考にしてください。

でもらうことによつて、私たち消費者には次のようなメリットがあります。

- ☑ 同じ種類の商品であってもサイズにより、あるいは、製造メーカーの違いにより内容も価格もバラバラになっています。単位価格の表示が行われていると価格の比較が一目でできます。
- ☑ 単位価格表示は、内容物の価格の比較ができるため、過大な容器、包装にとらわれることなく商品の選択ができます。このため、製造メーカー等の過大包装の自業ににつながります。

トピックス



7月16日、子ども会指導者スクールが社社森キャンプ場で開催されました。参加者は、テントの張りかたや炊事のしかた・キャンプファイヤーのしかたなど勉強しました。

子ども会指導者スクール



第26回県青年大会中越ブロック予選大会が、7月9日、栃尾市を会場に開催されました。参加者は、14郡市 950人で野球・バレー・バスケット・バドミントンの4種目で熱戦をくりひろげました。

県青年大会中越ブロック予選大会

トピックス



'79春夏物内需織物研究大会が、7月7日開催されました。この大会は、産地織物の開発商品を展示し、取引関係の権威者をお招きして、今後の産地並びに商品に関しての指導を仰ぐため開催されたものです。

研内需織物大会



先日、双葉保育園の園児たちが警察署を訪れ、おまわりさんの日頃の労苦に感謝して、花たばを送りました。署長さんの顔もほころんだ一コマです。

おまわりさんありがとう

医療費に関心をもちよう

▼なぜ増えるか
年々、高度の医療技術が開発され、医学の進歩はめざま

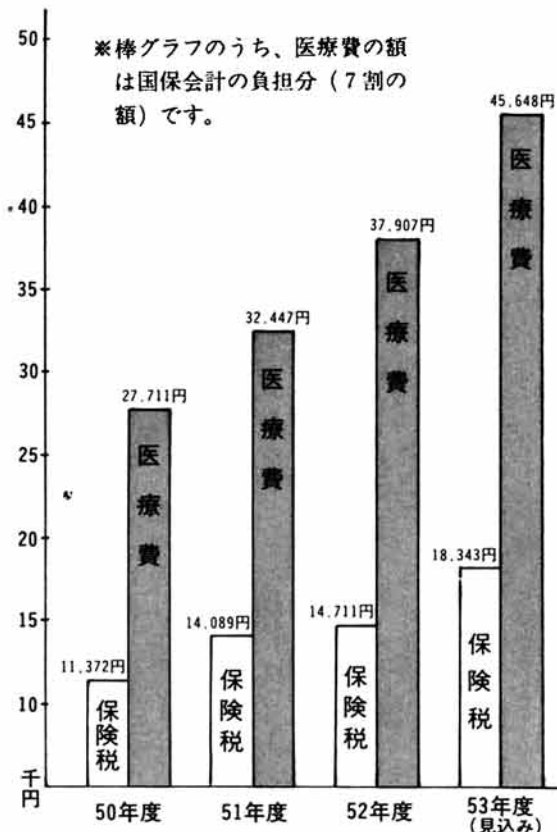
▼ふえる医療費

私たちがお医者さんにかかったときの医療費が、今年二月一日から平均九・六パーセント値上げされました。この値上げのほか、放っておいてもふえる十パーセントの自然増を合せますと、医療費は今年も昨年にくらべ二十パーセント程度ふえるものと予想されます。

▼負担は誰が

このようにしてふえる医療

国民被保険者1人当りの医療費と保険税の比較



お医者さんにかかった場合、三十パーセントは自分自身が負担して支払い、残り七十パーセントは市の国保で支払っております。この七十パーセントの財源は、国からの負担分と私たちが納める保険税によりまかなわれております。このため、医療費が二十パーセントふえれば、私たちの納める保険税もしたがって、ふえることになりません。

しいものがあります。また、私たちの生活水準が向上したこともあいまって、お医者さんにかかる、十分な治療を受けることができるようになりました。しかし、お医者さんにかかる人がふえたことなどが、医療費のふえる原因となつていふことも否定できない事実です。なお、国保加入者の中で老人医療対象者(七十歳以上

▼節約に協力を

同じ病気で、診断がくだされないうちに、二人も三人もお医者さんにかかるというようになつていふことがあります。このことは、医療費のムダ使用につながります。お医者さんにかえることに、同じような診察・検査・処置や投薬を受けるわけで、そのたびに医療費は二倍・三倍とふえていきます。

一度お医者さんを決めたら、その医者を信用して、一切をまかせるくらいでないと、治療の効果はあがりません。

●病院めぐりはしない



交通事故でも保険は使えます

交通事故でケガをしたときでも、国民健康保険証で治療を受けることができます。もともと、第三者による事故の責任は加害者にあるので、治療費も当然加害者が負担すべきものです。しかし、加害者がすぐ支払えなかつたり、話し合いに時間がかつたりするのが通例です。ところがケガの治療にはマツタがききません。そこで、国民健康保険がとりあえずお役に立つわけです。これはあくまで加害者が負担すべき治療費を国保がかわつて一時立替払いをし、後で国保がその治療費を加害者に請求することになります。



高額療養費

同じ人が、同一の病院・医院でお医者さんにかかって、自己負担分(三割)として一か月に三万九千円以上を支払った場合は、その三万九千円を超えた額を国保で全額負担し、二か月後に払い戻します。

◆計算基準

- ①自己負担額三万九千円の中からは、差額ベット代などは除きます。
- ②一か月というのは、暦月計算で毎月一日から月の末日までを一か月と計算します。※たとえば、ある月の十五日
- ③二つの病院へ同時にかつている場合、両方を別々にみることにします。
- ④入院・通院・歯科は、別計算になります。
- ⑤総合病院の各診療科は、別計算。ただし、入院患者で歯科以外の科に診療を受けたときは、合算します。

から翌月の十五日までのように、月をまたがって入院したような場合、最初の月の自己負担額が三万円、翌月が二万五千元、合計五万五千元を支払っても、月別には三万九千円未満のため高額療養費は支給されません。

国民健康保険税の引き上げ

国民健康保険税は、昭和五十年に税率を改正して以来二年間据置してきました。この間、医療費の値上げと自然増を合せますと、年平均十六パーセントもふえており、今年はずでに二月一日から平均九・六パーセントもの値上げがなされ、これに自然増を合せますと二十パーセント程度がふえる見込みです。

所得の少ない世帯には税を減額

国民健康保険(国保)では、ある一定の所得以下の世帯に対して、保険税を減額しています。減額対象となる世帯には、年間の保険税のうちから、均等割と平等割が六割減額する世帯と四割減額する世帯とがあります。

▼六割減額する世帯

一世帯で、前年の所得の合計額が二十万円以下の世帯。

▼四割減額する世帯

一世帯の前年の所得の合計額が、世帯主を除いた被保険者一人につき十六万円を乗じた額に、世帯主分二十万円を加算した額より少ない世帯。

課税限度額は十九万円です

計算例(左図参照)のようにして算出された保険税が、一年間で十九万円を超えるときは、十九万円を打ち切ります。

保険税の算定基準

区分	税 率
所得割	●国保被保険者で、52年中に得た総所得金額から基礎控除(20万円)を差引いた後の額100円につき4円50銭(前年度4円)
資産割	●国保被保険者で、52年度課税分の固定資産税(土地・家屋分のみ)に係る年税額100円につき36円(据え置き)
均等割	●国保被保険者1人につき、年額4,000円(前年度3,000円)
平等割	●国保加入世帯の1世帯につき、年額6,800円(前年度5,640円)

4人世帯の場合(計算例)

	総所得金額-基礎控除額=差引額	(土地・家屋分)固定資産年税額
世帯主	700,000円-200,000円=500,000円	25,000円
妻	307,000円-200,000円=107,000円	3,000円
長男	なし	
長女	なし	
計	607,000円	28,000円

所得割	$607,000円 \times \frac{4.5}{100} = 27,315円$
資産割	$28,000円 \times \frac{36}{100} = 10,080円$
均等割	$4,000円 \times 4人 = 16,000円$
平等割	$6,800円(世帯当り) = 6,800円$

合計額=60,755円(10円未満切捨)

保険税年税額=60,750円

○異動届は14日以内に!

★持参するもの

市外へ転出するとき	印 国 保 被 保 険 者 鑑 証 書
市内で住所が変わったとき	印 国 保 被 保 険 者 鑑 証 書
会社など他の健康保険に加入したとき	印 国 保 被 保 険 者 鑑 証 書
出生・死亡のとき	印 国 保 被 保 険 者 鑑 証 書 出生又は死亡を証明する書類
生活保護を受けたとき	印 国 保 被 保 険 者 鑑 証 書
世帯主がかわったり氏名をかえたとき	印 国 保 被 保 険 者 鑑 証 書
世帯をわけたり一緒にしたとき	印 国 保 被 保 険 者 鑑 証 書

異動のあった月から月割計算されます

勤め先を退職して健康保険などをやめたり、または栃尾市外から転入したり、出生により国民健康保険の被保険者になった場合、その月から月割計算によって、国保の保険税が課税されます。また、就職により新しく職場の健康保険などに加入したり、栃尾市外に転出したり、死亡により国民健康保険をやめた場合、保険税はその月から月割計算によって減額されます。ここでいう、被保険者となった月とは、国保をやめたその月というのではなく、市役所の窓口へ届出を提出した月のことです。ただし、その届出が遅れた場合は、保険の給付を受けられないほか、国保の保険税をさかのぼって納めていただく必要がありますので、十分ご注意ください。

おしらせ版

刊 増
融資 復旧 災害
1978
8, 10

発行 新潟県栃尾市長 編集 栃尾市産業課 (02585) 2-2151

農地等復旧特別資金

一〇万円から三〇万円まで

市は、このたびの六・二六

梅雨前線豪雨で、田・畑・ため池・養鯉池等(以下、「農地等」という。)に被害を受けた農家を対象に、低利な災害復旧資金の融資を行う融資機関に対して、市が利子補給を行う「豪雨災害農地等復旧特別資金融資制度」を創設しました。

被災農業者のかたで、資金の借入れを希望されるかたは、次によりお申込みください。

●融資の対象者
市内の農業者で、六・二六梅雨前線豪雨が誘引した河川の氾濫、地すべり、がけくずれなどにより、農地等に土砂の流入、流失、崩壊、埋没等の被害を受けたかたとします。ただし、国県補助の対象となる災害復旧事業の採択が所は、この融資の対象から除きます。

●資金の用途
農地等の復旧整備に必要な請負工事費、または機械の借上料、復旧資材の購入費、雇用人夫賃金等の支払いにかかる資金とします。

●融資機関

栃尾市農業協同組合

●融資条件

①貸付限度額

借入れ希望額が三十万円を超える場合は、農林漁業金融公庫の災害復旧資金をご利用いただくこととなります。

②貸付利率(年利)

四・五パーセント

③償還期限及び方法

三年以内(据え置きなし)で、元金均等年賦償還です。

④貸付実行日

昭和五十三年十月二十五日、十一月二十五日、十二月二十五日の三回に分けて貸付けを執行します。

●申込み受付期間

昭和五十三年八月十日から九月十日までです。

●申込み先

栃尾市農協各支所

※詳しくは、市役所産業課(電話二局二二五二番内線二二三・二三三番)におたずねください。

●農林漁業金融公庫では、六・二六梅雨前線豪雨で、農地・牧野またはその保全利用上必要な施設(以下、「農地等」という。)に被害を受けた農業者が災害復旧資金の融資を行います。

借入れを希望されるかたは、次によりお申込みください。

●融資の対象者

六・二六梅雨前線豪雨で、農地等に被害を受けた農業者で、市長が発行する被災証明書の交付を受けたかたが対象となります。ただし、国県補助の対象となる災害復旧事業の採択が所は、この融資の対象から除かれます。

●資金の用途
農地等の復旧に必要な請負工事費、または設計費、機械の借上料、復旧資材の購入費、雇用人夫賃金等の支払いにかかる資金とされております。

●融資の条件

①貸付限度額

原則として、一件当り三十万円から三百万円までです。

②貸付利率(年利)

四・六パーセント

③償還期限

最長で二十五年(十年以内の据置期間を含みます。)ですが、融資額によって短縮されます。

④貸付方法及び担保等

新潟県信用農業協同組合連合会及び栃尾市農業協同組合の定めるところによります。

●借入申込みの手順

①この資金の借入れを希望されるかたは、「六・二六梅雨前線豪雨災害農地等復旧にかかる被災証明

●被災証明書の交付を受け

願(用紙は、栃尾市農協各支所に配付してあります。)に必要事項を記入のうえ、土木業者等の復旧工事の見積書を添えて、九月十日までに、市役所産業課へ提出してください。

●市では、現地を確認した後に、「被災証明書」を交付します。なお、市長が必要と認めるときは、事業費の査定または工事方法等に条件を付けることがあります。

●被災証明書の交付を受け

願(用紙は、栃尾市農協各支所に配付してあります。)に必要事項を記入のうえ、土木業者等の復旧工事の見積書を添えて、九月十日までに、市役所産業課へ提出してください。

●市では、現地を確認した後に、「被災証明書」を交付します。なお、市長が必要と認めるときは、事業費の査定または工事方法等に条件を付けることがあります。

願(用紙は、栃尾市農協各支所に配付してあります。)に必要事項を記入のうえ、土木業者等の復旧工事の見積書を添えて、九月十日までに、市役所産業課へ提出してください。

●被災証明書の交付を受け

願(用紙は、栃尾市農協各支所に配付してあります。)に必要事項を記入のうえ、土木業者等の復旧工事の見積書を添えて、九月十日までに、市役所産業課へ提出してください。

●被災証明書の交付を受け

願(用紙は、栃尾市農協各支所に配付してあります。)に必要事項を記入のうえ、土木業者等の復旧工事の見積書を添えて、九月十日までに、市役所産業課へ提出してください。

●被災証明書の交付を受け

願(用紙は、栃尾市農協各支所に配付してあります。)に必要事項を記入のうえ、土木業者等の復旧工事の見積書を添えて、九月十日までに、市役所産業課へ提出してください。

●被災証明書の交付を受け

願(用紙は、栃尾市農協各支所に配付してあります。)に必要事項を記入のうえ、土木業者等の復旧工事の見積書を添えて、九月十日までに、市役所産業課へ提出してください。

●被災証明書の交付を受け

願(用紙は、栃尾市農協各支所に配付してあります。)に必要事項を記入のうえ、土木業者等の復旧工事の見積書を添えて、九月十日までに、市役所産業課へ提出してください。

農林公庫災害資金

三〇万円から三〇〇万円まで



▲被災農地の様子(市役所産業課撮影) 市役所産業課(電話二局二二五二番内線二二三・二三三番)におたずねください。

昭和五十三年度

秋期(九月～十二月)予防接種

九月から各種予防接種を開始いたします。日程表は別表

秋期予防接種日程表

種類	月日	対象者	時間	会場
三種混合1期1回目	9月1日	51・4・1～51・8・31までに生れた人	午後一時三十分～午後二時	市民会館
ツベルクリン注射	9月6日	春期対象者で未実施の人		
ツ判定BCG	9月8日			
三種混合1期2回目	9月26日	51・4・1～51・8・31までに生れた人		
ポリオ1回目	10月12日	53・1・1～51・6・30までに生れた人		
ポリオ2回目	10月17日	52・7・1～52・12・31までに生れた人		
三種混合1期3回目	10月18日	51・4・1～51・8・31までに生れた人		
三種混合1期もれ	11月14日			
三種混合1期もれ	12月8日			

献血	日時 8月17日(休) 午前10時～午後3時	献血
献血	会場 市役所市民ホール	献血

のとおりですが、変更することもありますので、今後発行する「おしらせ版」をよくご覧ください。

なお、個人通知が届かなく

おしらせ

おしらせ

おしらせ

おしらせ

おしらせ

おしらせ

県民手帳予約受付中

新潟県統計協会では「1979年版県民手帳」の予約申し込みを行っています。購入希望者は、下記の要領によりお申し込みください。

頒布価格/1冊 250円
申し込み先/市内各区分
申し込み期限/昭和53年8月31日
発行時期/本年11月中旬

県統計協会

アイデア貯金箱コンクール

郵政省では、全国の小・中学生のみならずから「私のアイデア貯金箱コンクール」の作品を下記要領で募集しています。ふるってご応募ください。

資格/小・中学生
作品/①材料は自由。ただし、作品は運送する場合に耐えられるよう包装してください。
②大きさは一辺が25センチメートル以内。
③自分の創作で未発表のもの。

応募数/1人1点に限ります。
締切り/本年9月14日
※詳細は、最寄りの郵便局へ。

郵政省



活用ください

栃尾市融資制度

市は、市内商工業者の資金需要の緩和を図るため、地方産業育成資金と中小企業振興資金の融資制度を設けています。市内商工業者で、融資を希望する場合は、お申し込みください。

地方産業育成資金

- ①申し込み資格
市内に住所もしくは事業所、店舗を有し、現在同一事業を六か月以上営んでいる中小企業者。(原則として常用従業員数が五十人以下の事業所、小売・サービス業は十人以下、卸売業は二十人以下であること)
- ②新潟県信用保証協会の保証融資の対象業種であること。
- ③市税・県税の納税義務者で、滞納していないこと。
- ④資金の調達が困難な業者で、資金を必要とする人。
- 資金使途
○運転資金・設備資金として
○融資限度額
○三百万円以内。
- 融資利率

中小企業振興資金

- ①申し込み資格
市内に住所もしくは事業所を有し、引き続き一年以上同一事業を営んでいる中小企業者及び中小企業者で構成されている組合並びに団体で、市長が適当と認められたもの。
- ②企業の振興に熱意をもち、資金を借り受けることによつて、事業の発展が予想されるもの。
- ③市税の納税義務者で、滞納をしていないこと。

検察審査会制度

「交通事故や詐欺・その他の犯罪を受けたのに、検察官が犯人を起訴しなかったのは、ふにおちない。」

「選挙違反や汚職等で大きな疑惑がもたらされた事件なのに、告発しても検察官が起訴しなかったのは、納得できない。」

こんな不満をお持ちのかたは、いらっしやいませんか。交通事故やその他の犯罪で、犯人を起訴するには、裁判所

三種混合ワクチン

でも、必ず受けてください。

これは、ジフテリアと百日せき・破傷風の混合ワクチンです。生後二十四か月から四十八か月までに完了しなければなりません。

満二歳時期に三週間から八週間の間隔で二期を三期、一期完了一年後に二期を一回受けてください。秋の対象者は、次のとおりです。二期の対象者は、いません。

●第一期……昭和五十一年四月一日から昭和五十一年八月三十一日までに生れた人。

BCG(ツベルクリン)反応検査

これは、結核の子防接種です。生後四十八か月までに一回(疑陽性の方は二回)受けてください。

秋の対象者は、次のとおり

国民年金保険料免除制度の活用を

国民年金では、所得が少なく保険料の負担が困難な場合や、火災・風水害などで住宅、家財に損害を受けたとき、保険料を免除する制度があります。

今回の梅雨前線がもたらした豪雨のため、家屋や農地に被害を受け、保険料を納めることにお困りのかたについては、その被災状況に応じて保険料の免除を行っています。

免除を受けた期間は、本人が保険料を納めなくても国の負担において、納めた場合の三分の一の年金を保障しています。

免除手続きをしておけば、年金の受給資格は確保ですし、後に生活の余裕がきたら免除を受けた当時の保険料を追納し、人並みの年金額を回復することもできます。

災害を受けてお困りのかたやその他の事情で家計の苦しいかたは、一度、市役所市民課国民年金係にご相談ください。

インフルエンザ

昭和五十二年一月一日から昭和五十二年十二月三十一日までに生れた人で、春に受けなかった人。

行政相談日

▽とき 八月二十四日
午前十時から
午後三時まで

▽ところ 市役所市民相談室
なんでも気軽に相談ください。

税金相談日

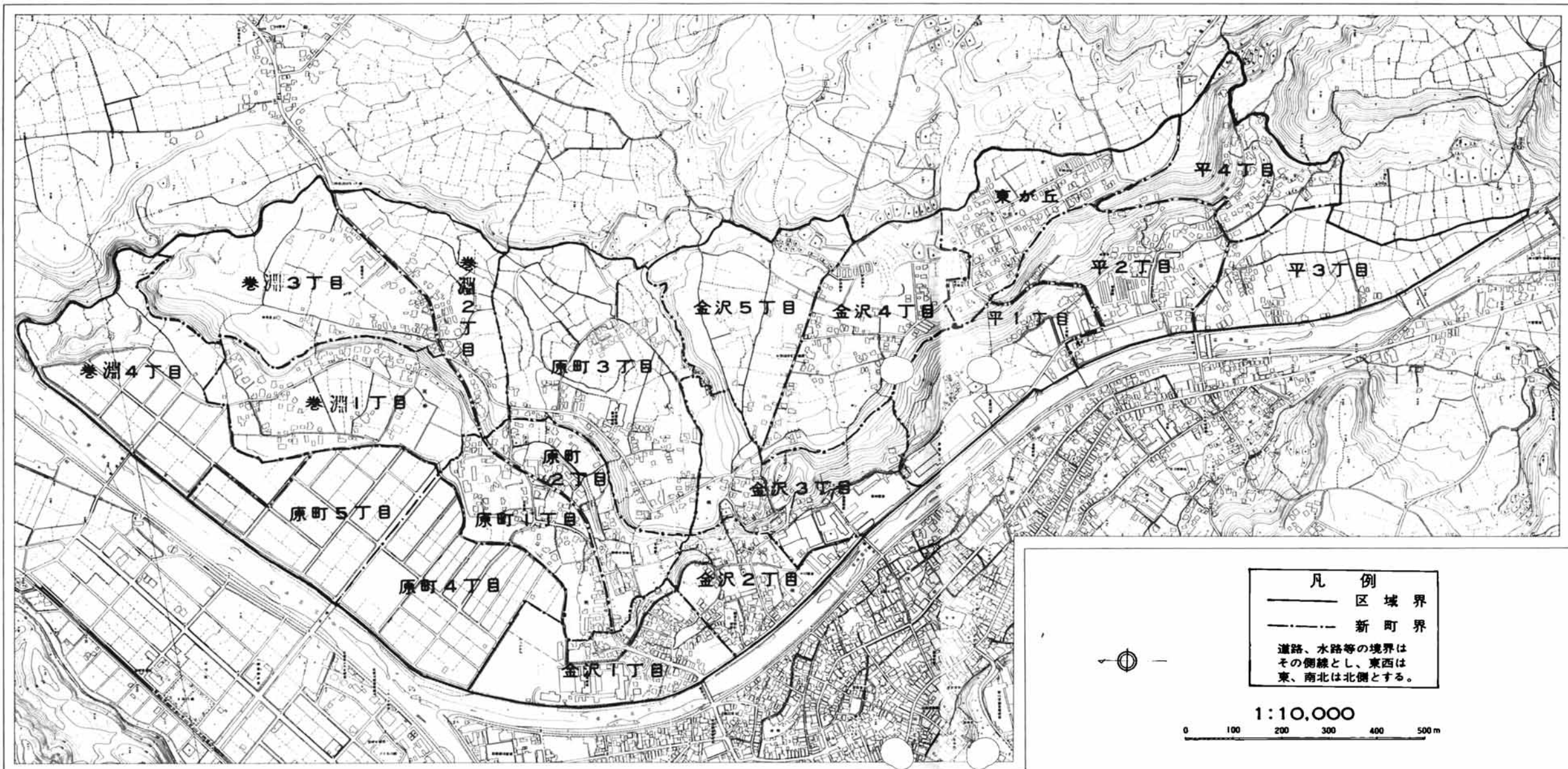
▽とき 八月二十四日
午前十時から
午後三時まで

▽ところ 市役所市民相談室
なんでも気軽に相談ください。

今月の税金

▷市・県民税
▷国民健康保険税
▷国民年金
納期 8月31日

栃尾市(第三次)住居表示区域図



九月一日から実施 第三次住居表示(三か村・平地区)

東が丘が新しい町に

市は、巻洲・原・金沢・平地区の新任居表示を九月一日から左図のとおり実施いたします。

実施にあたっては、昨年十月に住居表示審議会を設置し、関係住民のみなさんと十分協議をかさねてきました。審議会では、本年二月二十日付で第三次住居表示案を市長に答申。市は、この答申に基づいて巻洲・原・金沢・平地区の案を決定し、六月の定例市議会で決議し九月一日から実施することにしたものです。

町界・町名については、元の意見を尊重し、行政区単位で実施することにしました。新町名は、巻洲一丁目〜四丁目、原町一丁目〜五丁目、金沢一丁目〜五丁目、平一丁目〜四丁目とし、また、東が丘が公称名となり、行政区も平から独立することになりました。

この住居表示が実施されますと、本籍地に住居がある場合でも、現住所と本籍地の表示方法が違ってきます。また、実施区域内の土地表示も本籍と同じく、新町名に旧番地を用いて表示されます。なお、関係者には、実施前に関係書類をお送りいたします。

自治体 三十周年記念 消防発足 市消防連合演習を実施

自治体消防制度が発足して、今年で三十周年をむかえました。市消防本部はこれを記念して、恒例の市消防連合演習を八月二十六日(日)に実施いたします。なお今回は特に、県警音楽隊の特別参加により、分列行進の先導をつとめていただきます。

分列行進の沿線のみなさんをはじめ、市民のみなさん多数の参観を期待しております。

実施日時 八月二十六日(日)
 午前八時から午後十一時四十分まで。

会場 ①栃尾中学校グラウンド(午前八時から午前十時二十分まで)
 ●行事：開会式、観閲、ボンブ操法競技会など。

②分列行進(午前十時二十分から午前十一時二十分まで)
 ●検閲場所：谷内一丁目、フジヤ電気店前。

③講評と表彰式(午前十一時二十分から午前十一時四十分まで、市民会館において行います)。

なお、自治体消防制度発足三十周年の記念行事の一環として、八月二十六日・二十七日の二日間、市民会館を会場に、消防展と防火ポスター展を開催いたします。ぜひ、ご覧ください。

8月26日 午前8時
サイレン(長音60秒)吹鳴します

使う火を消すまで
離すな目と心

県芸術祭文芸作品募集

新潟県教育委員会では、県芸術祭の一環として、文芸作品を広く一般から募集いたします。市民のみなさん、ふるって応募ください。

(種目)
 ①小説
 ○一般の部……四百字詰原稿用紙五十枚以内。
 ○高校の部……四百字詰原稿用紙二十枚以内。
 ②詩……四百字詰原稿用紙四枚以内。
 ③短歌
 ④俳句
 ⑤川柳 課題は「過保護」

※短歌・俳句・川柳については、一人新作五首を一編として審査します。(つなかりがなくてもよい)
 (応募資格)
 ○県内在住者は、だれでも応募できます。(ただし、小学生は除く。)
 (締切)
 ○昭和五十三年十月十日(その他)
 ○応募上の注意事項がいくつかありますので、出品予定者は、市民会館におたずねください。(番)二局二〇二〇番)

生活相談

生活相談……老人の生活や住宅、身の上などの援助・指導、心配ごとなど、なんでも相談に応じます。

相談日……八月十四日(日)、午前十時から午後四時まで。

相談員……清水正道さん(市内本町)

健康相談

健康相談……老人の疾病予防・治療、後退機能の援助・指導など、相談に応じます。

相談日……八月十八日(木)、午前十時から午後四時まで。

相談員……藤野トクさん(市内大野町)

老人福祉センター
皆楽荘 老人無料各種相談

とちお 広報 おしらせ版 1978 8, 25

発行 新潟県栃尾市長 編集 栃尾市総務課 (02585) 2-2151

手形・小切手の振出は 支払い期日、決済資金に十分留意ください

栃尾手形交換組合では、昭和五十三年十月十六日から、栃尾手形交換所と名称変更すると同時に、手形・小切手の期日決済を促進し、あわせて信用取引の正常化を図るため不渡手形(⑨)手形を含む)・不渡小切手に対する不渡処分制度を実施いたします。

この制度は、栃尾手形交換所において、六か月以内に二回不渡りが発生すると、自動的に取引停止処分となり、当該手形交換所加盟の金融機関との当座勘定及び借入れの取

引きが二年間停止されます。したがって、手形・小切手の発行もできなくなります。手形・小切手の支払いに当たり、支払いを拒絶する相当の理由(契約不履行など)がある場合は、手形交換所へ手形・小切手金額と同額の金額を異議申立提供金として提供すれば、不渡りとならないというものです。

また従来、利用者から預金口座に入金していただいた栃尾手形交換所加盟の金融機関(他行)を支払場所とする

お知らせ のお知らせ のお知らせ のお知らせ のお知らせ

福祉手当引き上げ

今回、法律等の改正が行われ、昭和53年8月分からこれまで月額5,500円だった手当額が、月額6,250円に引き上げられました。

交通事故相談所開設

県の移動交通事故相談所を下記の日程で開設いたします。

親類縁者や友人・知人で、交通事故問題で困っていたり、悩んでいる人がありましたら、ぜひ相談を受けるようおすすめください。

なお、相談は無料です。相談内容はたく守られます。お気軽にどうぞ。

日時/9月19日(火)午前10時~午後3時
会場/市役所市民相談室(2階)

県交通事故相談所

こんなときは、お早めに

- ▶電話を移転するとき
 - 建物の模様替えのため、同一敷地で電話を移したい時や、引越や転勤のため別の場所に電話を移したい時。
 - ▶電話を一時取りはずしたいとき
 - 家屋の増改築のため、一時取りはずしたい時は、局でお預かりいたします。
 - ▶引込線や屋内配線を動かしたいとき
 - 家屋の増改築のため、電話の引込線や屋内配線が支障になると思われる時。
- ※なお電報電話局では、ご希望の日に工事ができるよう、予約制をとっておりますので、できるだけお早めに申出てください。(☎2局2800番)

電報電話局

倒産者連中小 認定

国では、長びく構造不況等最近の需要が減少している業種を対象に、不況業種の指定と指定期間の延長を行いましたのでお知らせします。

業種指定

- 繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業に類する業種など百十五業種。

指定期間

- 昭和五十三年七月一日から昭和五十三年九月三十日まで。

※詳しいことは、市産業課商工観光係におたずねください。(☎二局二二五一番内線二三四番)

六・二六水害被災者に 保険税を減免

このたびの六・二六水害による被災者のみなさんに、市民税・固定資産税の減免制度に準じて、国保も昭和五十三年度分の国民健康保険税のうち所得割と資産割について軽減又は免除を行います。

詳しいことは、市保健衛生課国保係(☎二局二二五一番内線二四二番)におたずねください。

訂正とおわび

八月十日発行の広報とちお臨時増刊号「国保だより」の「一ページの図表「保険税の算定基準」中、資産割が年税額百円につき三・三六円となっておりましたが、百円につき三・一八円のあやまりでした。訂正しておわびいたします。

九月十一日から十五日まで…… 選挙人名簿を縦覧

毎年九月の定時登録により住民基本台帳から新たに登録する選挙人名簿の縦覧につきにより行います。

縦覧期間

- 九月十一日から十五日までの五日間
- 午前八時三十分から午後五時までの執務時間中。

縦覧場所

- 市選挙管理委員会事務局
- 十五日の休日は、当直室で縦覧いたします。
- 名簿登録者
- 1年令が満二十歳に達した人。

① 日本国籍を有しない人。

② 選挙権を有しない人。

③ 選挙権を有しない人。

④ 日本国籍を有しない人。

…… 休日には当直室で

(昭和三十三年九月二日以前に生れた人)

2 他市町村から栃尾市に転入し、三か月を経過した人。(今年六月一日以前に転入届を出した人)

※1・2の要件にあてはまる人でも、次のような人は登録されておられません。

- ① 選挙権により、選挙権を停止されている人。
- ② 一般犯罪により、禁固以上の刑に処せられ、選挙の資格条項に該当する人。
- ③ 日本国籍を有しない人。

もし、この選挙人名簿に登録されていない方がいたり、記載事項に誤りなどがありましたら、この縦覧期間中に市選挙管理事務局まで申出ください。

◆◆◆◆◆

選挙人名簿に一度登録されずと、死亡したとき及び住所を有しなくなつてから四か月経過したとき名簿から抹消される以外、永久に選挙人名簿に登録されています。

この選挙人名簿は、公職選挙法が適用されるすべての選挙に用いられます。

(選挙における) 生さんの住所は

実家から遠く離れた寮や下宿等に住み、そこから通学している学生さんの住所は(たとえ、実家から学費を送ら

したがって、住民票を寮や下宿先等の住所に移さず、まだ栃尾市には投票できないこととなります。また、寮や下宿先等のある市町村の選挙人名簿にも載らなくなり、貴重な一票をムダにすることのないよう、住民異動届は正しく行いましょう。

★特別の事情とは……その寮や下宿等が居住地に近接する地にあり、休暇以外にもしばしば帰宅する必要があり、また、その事実もある場合等をいいます。

(住民異動届) は正確に

したがって、住民票を寮や下宿先等の住所に移さず、まだ栃尾市には投票できないこととなります。また、寮や下宿先等のある市町村の選挙人名簿にも載らなくなり、貴重な一票をムダにすることのないよう、住民異動届は正しく行いましょう。

乳幼児検診

6か月児検診/茶わん・スプーン・筆記用具を持参してください。

3歳児検診/尿検査を実施いたします。

〈注意〉必ず母子手帳を持参してください。

検診別	月日	対象者	時間	会場
6か月児検診	9月8日	53年生4月4日生れ	午後一時まで集合	市役所別館
3か月児検診	9月12日	53年生6月6日生れ		
3歳児検診	9月13日	50年生4月4日生れ		
1歳半児検診	9月21日	52年生3月3日生れ		
乳児相談	9月25日	満1歳未満の乳児		

予防接種日程表

種類	月日	対象者	時間	会場
三種混合1期1回目	9月1日(金)	51・4・1	午後1時半	市民会館
		51・8・31		
ツ反注射	9月6日(水)	52・1・1		
		52・12・31		
ツ反応検査(BCG)	9月8日(金)	52・12・31	午後2時	市民会館
		51・4・1		
三種混合1期2回目	9月26日(火)	51・8・31		
		51・4・1		

日時/9月7日・27日 午前10時~午後3時

会場/市役所市民ホール

献血

作業停電

次の地域を作業停電します。

- 九月一日(金) 午前九時から正午まで。鶴ヶ島の全域。
- 九月五日(火) 午前九時から午後一時まで。吹谷の全域。
- 九月七日(木) 午前九時から午後一時まで。上米伝・松尾・栗山沢・寒沢の全域。
- 九月十二日(火) 午前九時から午後一時まで。栃尾の全域。(ただし、高德寺地区を除く)
- 九月十九日(火) 午前九時から午後一時まで。二日町の一部。滝之口・入塩川本所・島田・山葵谷・窪谷・天平・沖布・大野原の全域。
- 九月二十二日(金) 午前九時から午後一時まで。水沢の全域。
- 九月二十六日(火) 午前九時から午後一時まで。本津川の全域。

※作業停電についてのお問い合わせは、東北電力栃尾営業所までどうぞ。(☎二局三〇一七番)

なお、停電について問い合わせの際には、電柱番号も一緒にお知らせいただければ、より正確にお答えすることが出来ます。また、停電日の三日前頃、広報車で巡回しますから、ご確認ください。

『防火の日』設定 市消防署は、毎月1日を防火の日と設定しました。毎月1日の午前8時30分、サイレンを吹鳴します。(長音1分)

印鑑登録は、もうお済みですか。

国民年金法改正

物価スライド 6.7% 無年金者の救済措置も

国民年金は、年々その内容が改善されていますが、今年も改正され一段と充実した制度となりました。

無年金者の救済措置も

提出年金では、①年金額の物価スライドの実施、②無年金者の救済措置の実施、③保険料の改定など。福祉年金では、①年金額の引き上げ、②所得制限の緩和など、となっております。これらの改正の実

保険料の特例納付

国民年金の保険料は、納め忘れてしまうと、二年間で時効になります。納められなかった保険料は、納められなくなり、年金は一定の加入期間を基礎にして計算されます。納め忘れの期間や加入期間を基礎にして計算されま

保険料の改定

現在、国民年金の保険料は、一か月二千七百三十円ですが、昭和五十四年四月から一か月三千三百円に決まりました。国民年金の財政は、これま

県勤労者美術展

第二十八回「新潟県勤労者美術展」が、昭和五十三年十月二十六日(木)から二十九日(日)までの四日間、新潟美術博物館(県民会館三階)で開催されます。勤労者のみなさん、ふるってご応募ください。

応募資格 ●県内の事業所等に勤務する人で、応募作品についての製作を職業としていない人。 ●未発表のもので、一人各種目につき、二点以内とする。 ●応募手続き ●申込み書(市産業課に用意してあります)により、九月一日(金)から九月三十日(土)まで。

応募作品 ●日本画、洋画(版画を含む) ●彫塑、工芸、書道、写真の六種目です。 ●出品作品についての詳細は、長岡労働事務所(長岡三四局三二一)か市産業課商工観光係(二局二二五)へお問い合わせください。

ポランティアスクール 市社会福祉協議会は、一般市民のみなさんをはじめ、高校生・主婦・青年会のみならず、ボランティア活動に関心のある方を対象に、第二回ポランティアスクールを開催いたします。希望者は、お申込みください。(年令・男女の別は問いません) 期日 ●九月六日(木)午後七時から午後九時三十分。 ●九月十三日(木)午後七時から午後九時三十分。

危険物取扱者講習会

危険物取扱者(免状所有者)講習会が開催されます。受講希望者は、市消防署へお申込みください。(二局二〇二〇番) ●危険物取扱者(免状所有者)講習会を受けた後、引き続き危険物の取扱作業に従事している場合は、講習を受けた日から五年以内の人。 ●講習を受けた後、引き続き危険物の取扱作業に従事している場合は、講習を受けた日から五年以内の人。 ●講習を受けた後、引き続き危険物の取扱作業に従事している場合は、講習を受けた日から五年以内の人。

警察官募集 新潟県では、昭和五十四年四月採用の男子警察官(高卒)の採用試験を次の要領で実施いたします。受験希望者は、お申込みください。 ①年令 昭和二十六年四月二日から昭和三十六年四月一日までに生れた男子。 ②学歴 高等学校卒業程度の

レントゲン間接撮影

下記日程により、レントゲン間接撮影を実施いたします。必ず受けてください。なお、会社をやめたりして、通知書の届かない人は、直接最寄りの会場においてください。

月日	時	間	会	場
9月11日(月)	午前10:00~午前11:45		栃	堀農協前
	午後1:00~午後3:00			
9月12日(火)	午前10:00~午前11:30		栃	堀農協前
	午後1:00~午後3:00			
9月13日(水)	午前10:00~午前11:30		泉	公民館前
	午後1:00~午後2:15		菅	畑公民館前
	午後2:30~午後3:00		大	川戸公民館前
	午後2:30~午後3:00		東	が丘保育所前
9月14日(木)	午前10:00~午前11:30		宮	沢公民館前
	午後1:00~午後2:00			
	午後2:30~午後3:00			
	午後2:30~午後3:00			

第二回

市内文化財めぐり

市民館は、市民のみならず文化財に対する認識と理解を深めていただき、その保護と文化財意識の向上をはかっていたため、第二回市内文化財めぐりを計画いたしました。実施要領は、次のとおりです。参加希望者は、お申込みください。 日 時 九月十一日(月)午前九時 市役所前出発、午後四時三十分秋葉公園解散(雨天決行) 集合場所 市役所前、午前八時五十分までに集合(時間厳守のこと) 見学先(順路) ●端崎寺跡(宮沢) ↓榎・くわの木(大川戸) ↓機神様 妙楽院石仏(栃堀) ↓昼食 ↓道祖神(下米伝) ↓しだれ桜(栗山沢) ↓正覚庵跡(吹谷) ↓秋葉神社奥の院(算額など) 参加費 一人五百円。申込み先 九月一日(金)から九月五日(火) 実行)



ひきつけの 応急処置

生れて五〜六か月以上の赤ちゃんは、ひきつけを起こすことがあります。子どものひきつけは「熱性ケイレン」と呼ばれ、かぜなどによる発熱や下痢などが原因です。このようなときの応急処置は、次のようにしてください。 <親はあわてないで> ひきつけは、たいいてい数分で発作がおさまります。あわてて身体をゆすったり、大きな声で名前を呼んでもおさまりません。抱きかかえたりせず、寝かせたまま、顔を横に向けておきます。まず親は落ち着いてください。 <まずやることは> ケイレンを起こすと、舌をかむ危険性があります。これを防ぐため、ガーゼを巻いたスプーンか、たたんだハンカ

まで、市民館内社会教育課まで参加費を添えて申込んでください。 定員 先着二十五名。 その他 ●現地での徒歩約二・五キロメートルですので、服装や履物等にご配慮ください。 ●当日の昼食は、各自でご持参ください。 ●市内文化財めぐりに関する詳細は、市民館内社会教育課におたずねください。(二局二〇二〇番)

援護法改正

1. 障害年金や遺族年金(給与金)の額が改善されます。 2. 満州青年移民が処遇されます。

3. 戦没者の父母等に支給される特別給付金が再継続され、第3回目の国債が支給されます。 詳細は市福祉事務所へ。